

## 改正派遣法に基づくマージン率等の公開

株式会社 スキル

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

株式会社スキル

〒930-0093 富山県富山市内幸町 7 番 9 号

派遣労働者の数	60人
派遣先の数	30社
マージン率	10%
教育訓練に関する事項	マナー・接遇・パソコン研修
労働者派遣の料金（平均）	¥12,800（1日8時間換算）
派遣社員賃金の料金（平均）	¥9,500（1日8時間換算）